

## 参考資料

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

## 附 屬 資 料

政 策 局

目 次

ページ

1	神奈川県情報公開条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表	7
3	神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例 新旧対照表	9
4	住民基本台帳法施行条例 新旧対照表	11
5	神奈川県統計調査条例 新旧対照表	12

1 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略) (定義)</p> <p>第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。）がその分掌する事務に関する職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として知事が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として実施機関が定める方法により特別の管理がされているもの</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略) (定義)</p> <p>第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。）がその分掌する事務に関する職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料</u></p> <p><u>(3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>第2章 行政文書の公開</p> <p>第4条 (略) (行政文書の公開義務)</p> <p>第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>第2章 行政文書の公開</p> <p>第4条 (略) (行政文書の公開義務)</p> <p>第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p>

改 正	現 行
<p>ウ <u>当該個人が公務員等</u> (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。) の役員及び職員、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報が <u>その職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報 (同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。) 又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第6条 (略) (公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報 <u>(第5条第2号に掲げる情報を除く。)</u> が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。</p> <p>第8条 (略) (公開請求の手続)</p> <p>第9条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「請求書」という。) を提出しなければならない。</p>	<p>ウ <u>公務員等</u> (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。) の役員及び職員、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) の職務の遂行に関する</p> <p><u>情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報</u></p> <p>エ (略) (新規)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第6条 (略) (公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報 <u>_____</u> が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。</p> <p>第8条 (略) (公開請求の手続)</p> <p>第9条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「請求書」という。) を提出しなければならない。</p>

改 正	現 行
(1)・(2) (略) <u>(削除)</u>	(1)・(2) (略) <u>(3) その他実施機関が定める事項</u>
2 (略) (公開請求に対する決定等)	2 (略) (公開請求に対する決定等)
第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があつた日から_____15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならぬ。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から <u>起算して</u> 15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならぬ。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 実施機関は、諾否決定をしたときは、請求者に対し、その旨 <u>及び第13条の規定による行政文書の公開の実施に關し実施機関が定める事項</u> を書面により通知しなければならない。	2 実施機関は、諾否決定をしたときは、請求者に対し、その旨_____を書面により通知しなければならない。
3・4 (略)	3・4 (略)
5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から_____60日以内にその全てについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) (略)	5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から <u>起算して</u> 60日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) (略)
第11条 (略) (第三者に対する意見書提出の機會の付与等)	第11条 (略) (第三者に対する意見書提出の機會の付与等)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第5条第1号エ、 <u>同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書</u> に規定する情報に該当すると認められるとき。	2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第5条第1号エ、 <u>同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書</u> に規定する情報に該当すると認められるとき。

改 正	現 行
(2) (略) 3 (略) (行政文書の公開の実施) 第13条 (略) 2・3 (略)	(2) (略) 3 (略) (行政文書の公開の実施) 第13条 (略) 2・3 (略)
<u>4 公開決定に基づき行政文書の公開を受ける者は、実施機関の定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関の定める事項を申し出なければならない。</u>	<u>(新規)</u>
<u>5 前項の規定による申出は、第10条第2項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</u>	<u>(新規)</u>
<u>6 公開決定に基づき行政文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</u>	<u>(新規)</u>
<u>7 実施機関は、請求者が第4項の規定による申出をした日（実施機関の定めるところにより同項の規定による申出を改めて行うことを要しない場合にあっては、請求者に対し第10条第2項に規定する通知があった日）から30日以内に公開請求をした行政文書の公開を受けないときは、当該請求者に対し、相当の期間を定め、その期間内に当該行政文書の公開を受けるよう催告することができる。この場合において、請求者がその期間内に正当な理由なく行政文書の公開を受けないとときは、当該行政文書の公開は実施されたものとみなす。</u>	<u>4 実施機関は、請求者が第10条第2項に規定する通知があった日から30日以内に公開請求をした行政文書の公開を受けないときは、当該請求者に対し、相当の期間を定め、その期間内に当該行政文書の公開を受けるよう催告することができる。この場合において、請求者がその期間内に正当な理由なく行政文書の公開を受けないとときは、当該行政文書の公開は実施されたものとみなす。</u>
第14条・第15条 (略) 第3章 審査請求 <u>(削除)</u>	第14条・第15条 (略) 第3章 審査請求 (公営企業管理者等に対する審査請求)
<u>第15条の2 (略)</u>	<u>第15条の2 公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人が行った諾否決定又は公営企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該公営企業管理者又は当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。</u>
第16条・第17条 (略)	第15条の3 (略) 第16条・第17条 (略)

改 正	現 行
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)  第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) (略) (2) 審査請求に係る諾否決定（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（当該行政文書の公開について、第三者である _____ 参加人が意見等（次条第4項若しくは第20条第1項若しくは行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項に規定する意見又は第20条第3項若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）において反対の意思を表示している場合に限る。） 2 (略) (審査会の調査権限等)  第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書の提示を求めることができる。 <u>この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。</u> _____ _____ _____ 2 (略) 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に_____意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、 <u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めてこと</u> その他必要な調査をすることができる。	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)  第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) (略) (2) 審査請求に係る諾否決定（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（当該行政文書の公開について、第三者が <u>反対意見書を提出している場合</u> 又は参加人が意見等（次条第3項若しくは第20条第1項若しくは行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項に規定する意見又は第20条第3項若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書をいう。）において反対の意思を表示している場合に限る。） 2 (略) (審査会の調査権限等)  第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書の提示を求めることができる。 <u>この場合において、当該行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、第2章及びこの章の規定並びに神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第2章第2節及び第3節の規定は、適用しない。</u> 2 (略) (新規)  3 第1項_____に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に <u>に対して、</u> 意見若しくは説明又は資料の提出を求めること_____ _____ができる。

改 正	現 行
<u>5・6</u> (略) (意見の陳述等)	<u>4・5</u> (略) (意見の陳述等)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> (提出資料等の写しの送付等)	<u>3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。</u>  <u>(提出資料等の写しの送付等)</u>
第21条 審査会は、第19条第3項 <u>若しくは第4項</u> 又は前条第3項の規定による資料又は意見書の提出があったときは、当該資料又は意見書（以下この条において「資料等」という。） <u>の</u> 写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。	<u>第21条 審査会は、第19条第3項に規定する資料又は前条第3項に規定する意見書若しくは資料</u> <u>（以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の</u> 写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
2～4 (略) 第4章 情報の公表等	2～4 (略) 第4章 情報の公表等
第22条～第27条 (略) 第5章 雜則	第22条～第27条 (略) 第5章 雜則
第28条～第33条 (略) (罰則)	第28条～第33条 (略) (罰則)
第34条 <u>第19条第6項</u> の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第34条 <u>第19条第5項</u> の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>特定非営利活動法人トムトム</u>	<u>茅ヶ崎市萩園2,336番地2</u>	<u>平成29年1月1日から令和4年12月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭</u>	<u>横浜市旭区中希望が丘101-21</u>	<u>平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつ</u>	<u>川崎市高津区溝口三丁目15番8号</u>	<u>平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンいづみ</u>	<u>横浜市泉区中田東三丁目16番4号</u>	<u>平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名</u>	<u>海老名市中央一丁目14番46号チエリーコート海老名103</u>	<u>平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</u>
(略)			(略)		
特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川	<u>海老名市中央三丁目3番10号の301</u>	(略)	特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川	<u>海老名市河原口三丁目22番7号</u>	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人フードバンク湘南	<u>平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101</u>	(略)	特定非営利活動法人フードバンク湘南	<u>平塚市山下12番1リゾート高麗101</u>	(略)

改 正			現 行		
(略)			(略)		
特定非営利活動 法人プラス保育園	横浜市旭区中希望が丘102番地 ジョイビル3階	令和4年 1月1日 から令和 9年12月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人鎌倉あそび基地	鎌倉市常盤422番地6 フォルム 鎌倉常盤101号	令和4年 1月1日 から令和 9年12月 31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人トムトム	茅ヶ崎市萩園 2,336番地2	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE 21ジャパン・旭	横浜市旭区中希望が丘101-21	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE 21ジャパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目15番8号	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE 21ジャパンいづみ	横浜市泉区中田東三丁目16番4号	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE 21ジャパン海老名	海老名市中央一丁目14番46号チ エリーコート海老名103	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	(新規)		

3 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（平成28年神奈川県条例第18号）新旧対照表

改 正	現 行
(趣旨)  第1条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び第 5 項（ <u>同項の規定を同法第 9 条第 3 項及び他の法令の規定により読み替えて適用する場合並びに同法第 38 条第 4 項及び第 5 項の規定を同法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。</u> ）並びに同法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨)  第1条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び第 5 項（ <u>これらの規定を同法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。</u> ）並びに同法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 (略) (手数料の納付時期)  第3条 手数料は、法第 38 条第 1 項（ <u>法第 9 条第 3 項及び他の法令の規定により読み替えて適用する場合並びに法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。</u> ）又は法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。 (手数料の減免)	第2条 (略) (手数料の納付時期)  第3条 手数料は、法第 38 条第 1 項（法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。  (手数料の減免)
第4条 審理員（審査庁が法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である場合、 <u>同項ただし書の特別の定めがある場合その他法令の規定により同項の規定による審理員の指名を要しない場合</u> にあっては審査庁とし、再審査庁が法第 66 条第 1 項において準用する法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁とし、他の法令において法第 38 条第 5 項を準用する場合にあっては当該法令に基づいて手数料を減額し、又は免除する権限を有する者とする。）又は神奈川県行政不服審査会 <u>その他の法第 81 条第 1 項の機関</u> （以下「審理員等」という。）は、法第 38 条第 1 項（ <u>法第 9 条第 3 項及び他の法令の規定により読み替えて適用する場合並びに法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。</u> 次項において同じ。）又は法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第 66 条第 1 項において法第 38 条第 1 項を準用する場合にあっては再審査請求人又は参加人とし、他の法令において法第 38 条第 1 項を準用する場合にあっては当該法令の規定による交付	第4条 審理員（審査庁が法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である場合又は <u>同項ただし書の特別の定めがある場合にあっては審査庁とし、再審査庁が法第 66 条第 1 項において準用する法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁とし、他の法令において法第 38 条第 5 項を準用する場合にあっては当該法令に基づいて手数料を減額し、又は免除する権限を有する者とする。）又は神奈川県行政不服審査会（以下「審理員等」という。）は、法第 38 条第 1 項（法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第 66 条第 1 項において法第 38 条第 1 項を準用する場合にあっては再審査請求人又は参加人とし、他の法令において法第 38 条第 1 項を準用する場合にあっては当該法令の規定による交付</u>

改 正	現 行
<p>参加人（法第 66 条第 1 項において法第 38 条第 1 項を準用する場合にあっては再審査請求人又は参加人とし、他の法令において法第 38 条第 1 項を準用する場合にあっては当該法令の規定による交付を受ける者とする。以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>を受ける者とする。以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第 38 条第 1 項又は法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。</p>	<p>2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第 38 条第 1 項<u>（法第 66 条第 1 項及び他の法令において準用する場合を含む。）</u>又は法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

4 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）新旧対照表

改 正	現 行												
(審議会の組織及び運営)	(審議会の組織及び運営)												
第7条 (略)	第7条 (略)												
2 法第30条の40第2項の規定により行う調査審議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議会（次項において「審議会」という。）の運営は、 <u>個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第 号）</u> の定めるところにより行う調査審議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議会の運営の例による。	2 法第30条の40第2項の規定により行う調査審議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議会（次項において「審議会」という。）の運営は、 <u>神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）</u> の定めるところにより行う調査審議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議会の運営の例による。												
3 (略)	3 (略)												
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 藤沢市の長</td><td>旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給 _____又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務	1 藤沢市の長	旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給 _____又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの	2 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 藤沢市の長</td><td>旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給、<u>同法第12条第1項の査証欄の増補</u>又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務	1 藤沢市の長	旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給、 <u>同法第12条第1項の査証欄の増補</u> 又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの	2 (略)	(略)
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務												
1 藤沢市の長	旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給 _____又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの												
2 (略)	(略)												
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務												
1 藤沢市の長	旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給、 <u>同法第12条第1項の査証欄の増補</u> 又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの												
2 (略)	(略)												

5 神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第9条 (略) (調査票情報の提供)	第1条～第9条 (略) (調査票情報の提供)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 (1) この条例、 <u>神奈川県個人情報保護審査会条例</u> （令和4年神奈川県条例第 号）若しくは <u>神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例</u> （令和4年神奈川県条例第 号）又は統計法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	(1) この条例若しくは <u>神奈川県個人情報保護条例</u> （平成2年神奈川県条例第6号）又は統計法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
4～6 (略)	4～6 (略)
第11条～第18条 (略)	第11条～第18条 (略)